

MAY31 cycling 阿蘇山ヒルクライム

<お問い合わせ事項に対する回答>

更新:2025-1006

NO	<問い合わせ内容>	<回答>
1	■臨時登録の手続きについて <要項> 参加資格 2025年(公財)日本自転車競技連盟競技者登録が完了した方、または申請中で申請書控等を提示可能な方。今大会、公認レースとして実施するため、未登録者の方は、臨時登録競技者としての参加を認めます。 <競技規則> 臨時登録 第5条4.及び5. (ライセンスの有効期限) (2) 臨時 P9記載	改めて、臨時登録の必要はありません。 参加料に臨時登録料は含まれますので、お申し込みと同時に自動的に登録されます。 これは、今大会のみ有効の臨時登録制度を利用しての競技者登録となります。 公認大会とするためには、(公財)日本自転車競技連盟競技規則及び、大会特別規則に基づく運営となりますので、ご理解よろしくお願いいたします。 大会が終われば自動的に未登録に戻ります。
2	■自転車重量について <競技規則> 第1部-8 (第5章) 自転車およびオートバイ 第42条3.自転車 (2) 技術的詳細 b)重量による。 P37記載	<特別規則> 昨今のバイクの進化(軽量化)は目覚ましく、バイクメーカー、サイズ、パーツの構成により、加工することなく、6.8kg未満のバイクが出来ることは理解していますが、原則として、競技規則準拠(6.8kg未満)とします。 参加者の皆さんは、このレギュレーションが設定されている背景(転倒時も含めた今日ご確保)をご理解頂きたいと思います。 ご理解頂いている前提で下記の通り、特別規則を設け運用します。 ①純正パーツ(市販、購入時の状態)で組み立てられ、加工されていないこと。 ②付加物(メーター、ボトル等)を外した状態で、規定の-5%(下限6.46kg)まで許容する。 競技団体として、この措置(数値)を、推奨している訳ではありません。また、他の大会の前例になるものではありませんので、ご承知おき下さい。
3	■年齢制限について <要項> 実施種目 アンダー17(15・16歳)高校生以上 に関する特例措置について	<特別規則> ヒルクライムイベントは、競技(レース)的な要素以外に、競技普及やサイクリング的な側面もあるため、今回、特別規則を設定し、下記要件を満たすことを条件に、U17未満(但し、中学生以上)の参加も認めます。 ※U17未満(中学生以上)の参加にかかる特例措置 ①健康状態に問題がなく、保護者の承諾を得ていること。 ②他大会のリザルトを添付(ない場合は、脚力、総力を証明できるもの)すること。 ③該当選手と一緒に保護者(若しくは責任ある立場の方)と一緒に走ること。 ※申し込みは、U17カテゴリーに申し込んで下さい。

4	■計測方法について	スタートライン通過と同時に計測を開始し、フィニッシュラインで計測を終了します。 ※フィニッシュの着順＝順位ではありませんのでご注意ください。
5	■制限時間（time limit）について	制限時間は、スタートライン通過後「原則90分」で計画しております。 全選手の最終登坂完了時刻を10:50で計画しておりますが、各カテゴリーのスタート間隔を短くする、また、総参加人数次第では、スタート時刻を早める等の対応が必要となりますので、正式発表は申込締切りまでお待ち下さい。※90分より短くなることはありません。
6	■使用自転車について	＜特別規則＞ 本来は、競技規則に沿ったバイクの使用となりますが、登坂のみのレースのため、キチンと整備されている前提で、ロードバイク以外も使用可とします。 また、電動バイクについても、使用可としますが、記録（タイム）については、今回は参考記録とし、各種表彰の対象からは除外します。今後、電動バイクでの参加が増えるようでしたら、新しく、カテゴリーを立ち上げたいと考えています。